

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第三部 労働政策

第一編 サンフランシスコ条約の発効と行政協定の締結

第三章 ポツダム政令の処置

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(勅令第五四二号)およびそれに基づきいわゆるポツダム命令は、日本占領に大きな役割を果たしたが、平和条約発効にさいしては、当然その存廃が問題になった。一方では、そのような命令は一切廃止することが独立にふさわしいと考えられたが、他方ではその役割を実質的にのこしていこうとする要請もあった。政府はその廃止案を第一三国会に提出したが、その法案および提案理由は次のようである(衆議院法務委員長昭和二六年一月二十五日)。

(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案)

1 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号。以下「勅令第五百四十二号」という。)は、廃止する。

2 勅令第五百四十二号に基づく命令は、別に法律で廃止又は存続に関する措置がなされない場合においては、この法律施行の日から起算して百八十日間に限り法律としての効力を有するものとする。

3 この法律は、勅令第五百四十二号に基づく命令により法律若しくは命令を廃止し、又はこれらの一部を改正した効果に影響を及ぼすものではない。

附 則

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行のための経過的规定その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(提案理由)

(佐藤(達)政府委員長)ただいま議題となりましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回日本国との平和条約が調印され、その効力発生を目前に控えて、占領継続中の特殊の事態に基づき制定されましたいわゆるポツダム緊急勅令とこれに基づきいわゆるポツダム命令の処理をいたす必要を生じたのであります。御承知の通り、昭和二十年九月、わが国の降伏後における事態に即応して、当時の憲法第八条に基づく緊急勅令としてポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件という勅令第五百四十二号が制定され、連合国最高司令官のなす要求にかかる事項を実施するため、特に必要のある場合には命令をもって所要の定めをなし、及び必要な罰則を設けることができるという旨の規定が設けられたのであります。このいわゆるポツダム緊急勅令は、その後の第八十九回帝国議会において事後承諾を得、法律としての効力を持って現在に至っております。

このポツダム緊急勅令に基づく委任命令いわゆるポツダム命令は、この六箇年間に相

当多数制定されたのでありますが、現在において効力を存しているものは、勅令、政令、府令、省令等を合せまして、百四十数件と相なっております。なおこのほかに既存の法令を廃止した命令でその附則がなお効力を有しているものが若干あるのであります。

ところで、占領の終止とわが国の主権の回復に伴いまして、このポツダム緊急勅令及びこれに基いて制定されました諸ポツダム命令についてとるべき処置であります。まず、ポツダム緊急勅令百四十二号は、占領の終止に伴い連合軍最高司令官が存在しなくなる以上新たに発動する余地はないものでありますから、当然廃止の措置をとるべきものと考えます。

次に、ポツダム緊急勅令に基く各個のポツダム命令の措置については大きく二種類にわけて申し上げるのが妥当であると存じます。すなわちその第一は、命令の内容上連合軍の存在を前提としているもの及び占領が終了した後将来に存続させることを不適当とするものであり、第二は内容上将来に向って存続させることを適当とするものであります。

前者については、この際廃止の措置をとるべきものであり、後者については、内容に従い、全面改正を行うものと、一部改正を行うもの及びそのまま存続するものと、三つの区別にわけて措置すべきものと存じます。

そこでこれらの個々のポツダム命令の処置につきましては、右に述べました廃止、存続等の措置をおおむね各府各省別にとりまとめまして、その法律案を別途提案することといたしております。なお全部改正を要するポツダム命令につきましては、これらの各府各省別のポツダム命令の措置に関する法律案とは別に単独の法律案として提案いたすつもりであります。

以上申し上げましたところがポツダム命令の措置に関する政府の方針の大要であります。次に本法律案の内容について簡単に御説明申し上げます。

この本文は三つの項にわかれておりますが、まず第一項は、基本法令たるポツダム緊急勅令を平和条約の最初の効力発生の日限り廃止するもので、前に申し上げました通りいわば当然の措置であります。

次に第二項は、右のポツダム緊急勅令に基くもろもろのポツダム命令は、他の法律で廃止または存続の措置がとられない限り、平和条約の最初の効力発生の日から百八十日間を限って法律としての効力を有するものと定めたのであります。個々のポツダム命令をどう処置するかは、先ほど申し上げました通り、別の法律案で、それぞれの措置を定めているのであります。万が一これらの法律案が平和条約の最初の効力発生の日までに成立のないようなことがあった場合等に備えまして、いわば念のための規定として設けたものであります。

第三項は、これこそまったく念のための規定でありまして、過去においてポツダム命令をもって他の法律または命令を改廃した効果についてこの際いささかの疑念の生じないようにとの配慮に基いたものであります。

私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案に対しまして反対の意思を表明するものであります。

本法案におきまして処理されようとしているポツダム緊急勅令、すなわち勅令第五百四十二号及びこれに基づくポツダム命令は、申すまでもなく敗戦に伴う占領期間中に制定されました、いわゆる変態時における所産でございます、国権の最高機関たる国会において、国民の自主的・自由な意思に基いて立法化されたものではございません。今や平和条約が調印され、その発効を目前に控えて、国民はひとしく長き占領のきずなから解放される日の一日も早からんことを念願し、自由国家としての再出発に多大の希望をつないでおるのであります。かかる切実なる国民感情を、われわれは絶対に無視することはできないのでございます。かかる実情から申しまして、平和条約発効と同時に、占領期間中に變態的につくられました衣類は、一皮さっぱり脱ぎ捨てまして、われわれの自由な意思による、われわれの手による衣類を求めてやまないでございませぬ。(拍手)この国民的要望に対し、われわれはその率直なる国民の気持を取上げ、その意思に従って進むことが民主主義国家の姿でなければなりません。これに反するすべてのものは反動的であり、反対されねばならぬのでございます。かかる意味から、勅令第五百四十二号はもちろんのこと、これを根幹として生れましたポツダム命令は、すべて平和条約の発効と同時に、すなわち独立国となったその瞬間に全部消滅されねばならぬことは当然のことと申さねばなりません。

本法案中、第一項におきまして、勅令第五百四十二号は平和条約の効力発生と同時に消滅するとうたっておりますのは、けだし当然のことではございませぬが、この第二項の点、すなわち第一項において消滅するといっておる勅令第五百四十二号から派生したところの命令は、別に法律で廃止または存続に関する措置がなされない場合において、この法律施行の日から起算してなお百八十日間に限り法律としての効力を有するものとするというこの条項は、幹が枯れてなくなってしまうのに、これにくっついておる枝葉が生きて残るといふ前代未聞の考え方でございませぬ。社会常識から申しまして、また法理上から申しまして、とうてい理解のできないところでございませぬ。またこれをたとえば、当然死亡した人間を、なお六箇月間生きておるといふ擬制をつくるものでありまして、大きな欺瞞がその中に含まれておることに気づくのでございませぬ。この欺瞞をあえて強行せんとする政府の真意はどこにあるかといへば、この六箇月の期間を利用いたしまして、団体等規正法等一連の反動的作爲をなさんとするものであることは明瞭であります。頭隠してしり隠さずとは、けだしこの法律案のごときものをさすものでございませぬ。

占領状態において變態的に生れました諸命令を、平和条約発効と同時に一応消滅さす、しかる後に存続さすべきものは民主的に国会にかけるという考え方をとるべきであるにもかかわらず、その方法をあえてとらないで、命令を簡単に法律化そうとするとおるに、吉田内閣の非民主的性格がはつきり浮び上って参るのでございませぬ。(拍手)食糧確保臨時措置令並びに警察予備隊令等の、国民生活に重大なる關係を有する一切のものを、占領政策に便乗して政令で処理したところの吉田内閣のやり方、またこれを支援したところの自由党の反動的、非民主的な行き方と何らかわらない、この姿のはつきりした証明をしておる本法案に対しましては、強く反対を表明せざるを得ないのでございませぬ。

ます。(拍手)

右の法律の2によるポツダム命令の存廃のうち、とくに重要なものは政令三二五号占領目的阻害行為処罰令である。政令三二五号は昭和二七年五月七日法律第一三七号で廃止されたが、そのさい「この法律施行前にした行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例による」と定めたため大きな問題になった。とくに、横浜、福岡、山口、和歌山等の地方裁判所では免訴、無罪の判決が出されたため近い将来最高裁判所が判例を出すことが期待されるに至った。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
